

高商連ニュース

高知県商工団体連合会 NO.1033(54-27)
〒780-8035 高知市河ノ瀬町33
TEL088-832-4838 FAX088-832-3126
Eメール kosityoren@citrus.ocn.ne.jp
ホームページ kosityoren.jp
このニュースはホームページでもご覧になれます



高まるインボイスへの関心、対話、議会陳情の推進

全商連の秋の運動は、12月4日で終了しましたが、年末までインボイス学習、署名、仲間増やしに取り組みます。
香美郡、中村

約束の拡大達成

仲間増やしでは、県連理事会で約束した、香美郡民商が「読者5人」、中村民商が「読者4人」の拡大を達成するなどの奮闘があり、どうにか40人読者拡大になりましたが、理事会の最低目標50人には到達できていません。

学習会参加、まだ20%

9月以降のインボイス学習会への参加会員は全体でまだ23%です。学習会に引き続き取り組み、ロコミ宣伝、署名、議会陳情など、実施をさせない運動を強めましょう。

■2022年 秋の運動 (仲間増やし)

12/4 現在	拡大					成果 会員	学習会 参加 率
	読者	会員	共済	婦人	青年		
安芸	3	0	0	0	0	3	17.5%
香美郡	7	2	5	0	0	6	19.3%
南国	7	0	4	0	0	4	10.0%
高知	12	3	7	0	0	7	29.5%
仁淀川	1	0	0	0	0	1	17.1%
須崎	2	0	1	0	0	1	30.6%
中村	8	1	0	0	0	4	11.6%
計	40	6	17	0	0	26	22.6%

成果会員：読者か会員を拡大した会員(紹介含む)

高知新聞 インボイス記事 記者に手紙

インボイスで取引減?



となどは問題意識に無かった。今後も報道していきたい」と語っていました。

【記者に送った手紙(抜粋)】

「免税事業者の売り上げに消費税は含まれない」ということと、免税事業者に『益税』が発生するというのは矛盾するのではないのでしょうか。

■益税という誤解

平成2年の東京地裁、大阪地裁判決では、「商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しない」と述べられています。また、消費税を価格に転嫁するかどうかは法的に保証されているわけではなく、実態からみても、中小業者の場合、必ずしも消費税を価格に転嫁できているとは限りません。業種によっては、転嫁することができず、自ら負担している例もあるほどです。加えて、これらの小規模事業者の場合、『益税』は全く発生しないばかりか、逆に『損税』が発生する可能性すらあります。国税庁の宣伝は「免税事業者なのに、消費税をかすめ取っている」と言っており、小規模事業者は大きな怒りを持っています。

御社の近くの中華料理店は、消費税が増税されても価格は据え置きで、料理の内容(量、質)も変えていません。税率が上がるほど、利益が減る『損税』になっています。■インボイス制度の影響 記事にもあるように、小規模事業者、免税事業者にとって大きな影響があります。一般課税の事業者も取引業者に「インボイス」を要求するかどうか悩んでいます。地域振興、地域の活力づくりに影響してきます。道の駅や産直市場、集落活動センターでは、媒介者交付特例が使えずインボイスを発行できないケースが出てきました。国県市町村や地域で取り組んでいる農工商連携や6次産業化、地域活性化の取り組みを阻害し、地域に悪影響を及ぼします。



12月3日の行動

旧統一協会の実体徹底究明！解散命令請求も！
国会議員のみならず県議会議員の癒着も根絶！
反社会的行為を野放ししてきた政権の責任を追求！

あなたも声をあげませんか！ スタンディングに参加を！！

日にち：12月3日(土)、10日(土)、17日(土)、24日(土)、31日(土)
時間：12:30~13:30
場所：はりまや橋交差点 南西角
主催：戦争させない・戦争に行かない高知憲法アクション



インボイス登録は、あわてないで！
9月30日までに申請すれば、「10月1日登録」になります。(国税庁回答)